

○登別市市民活動センター条例

平成21年12月18日

条例第21号

改正 平成24年12月21日条例第15号

令和元年12月13日条例第26号

(設置)

第1条 本市は、市民活動（自発的に行う公益的な活動であつて、規則で定めるものをいう。以下同じ。）の総合的な促進を図ることにより、活力ある地域社会の実現に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の規定に基づき、登別市市民活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 登別市市民活動センター

位置 登別市緑町1丁目1番地4

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動の支援に関すること。
- (2) 市民活動の活動情報の収集及び発信に関すること。
- (3) 市民活動の人材の育成及び発掘に関すること。
- (4) 市民活動の交流に関すること。
- (5) 市民活動を促進する自主事業に関すること。
- (6) センターの施設を使用に供すること。
- (7) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 開館時間

ア 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後10時まで

イ 土曜日及び日曜日 午前9時から午後6時まで

(2) 休館日

ア 休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

（令元条例26・一部改正）

（センターを使用することができる者）

第5条 センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 市民活動を行い、又は行おうとする者

（2） 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（使用の承認）

第6条 市民活動室（以下「有料施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認（以下「使用承認」という。）を与える場合において、センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用料）

第7条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

（目的外使用等の禁止）

第9条 使用者は、有料施設を使用承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

（特別設備の設置等の承認）

第10条 使用者は、有料施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の承認について準用する。

（使用等の不承認）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認又は前条第1項の承認（以下「使用承認等」という。）をしない。

（1） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合

- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) その他センターの管理運営上支障があると認める場合  
(承認の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認等の条件を変更し、有料施設の使用の停止を命じ、又は使用承認等を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する場合
- (2) 使用者が使用承認等の条件に違反した場合
- (3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合
- (4) 偽りその他不正な手段により使用承認等を受けた場合
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じた場合  
(入館の制限等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターに入館しようとする者の入館を禁じ、又はセンターに入館している者にセンターの使用の停止若しくはセンターからの退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) その他センターの管理運営上支障があると認める場合  
(原状回復の義務)

第14条 センターを使用した者は、センターの使用を終了したとき、又は前2条の規定によりセンターの使用の停止を命じられ、若しくは第12条の規定により使用承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 センターを使用した者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第15条 センターの施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持及び管理（市長が定めるものを除く。）
- (2) 第3条各号に掲げる事業の計画及び実施
- (3) 使用承認等に関すること。
- (4) 前3号に掲げる業務に付随する業務

3 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第4条から第6条まで、第10条から第13条まで及び第14条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項及び第10条第1項（前項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。）に規定する承認の申請は、当該指定管理者にされた承認の申請とみなす。

5 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第6条及び第10条（第3項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。）に規定する承認を受けた者は、当該指定管理者の使用の承認を受けた者とみなす。

（平24条例15・一部改正）

（利用料金の収受等）

第17条 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、当該指定管理者に有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の場合においては、第7条第1項の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が、別表の規定による使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成22年3月27日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 使用承認等の手続、使用料の支払手続その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成24年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年条例第26号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第7条、第17条関係)

市民活動センター使用料

室名等	時間区分		午前1回につき		午後1回につき		夜間1回につき		全日	
	9時から12時まで		13時から17時まで		18時から22時まで		9時から22時まで			
	使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料
市民活動室A	円 1,400	円 1,600	円 1,900	円 2,200	円 1,900	円 2,200	円 4,800	円 5,600		
市民活動室B	500	600	700	800	700	800	1,700	2,000		
市民活動室C	300	400	500	600	500	600	1,200	1,400		
市民活動室D	800	900	1,000	1,200	1,000	1,200	2,700	3,200		

備考

1 冬季使用料は、11月1日から翌年の4月30日までの期間について適用する。

- 2 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2.5割に相当する額とする。
- 3 この表により難いと認められるときは、市長が別に定める。